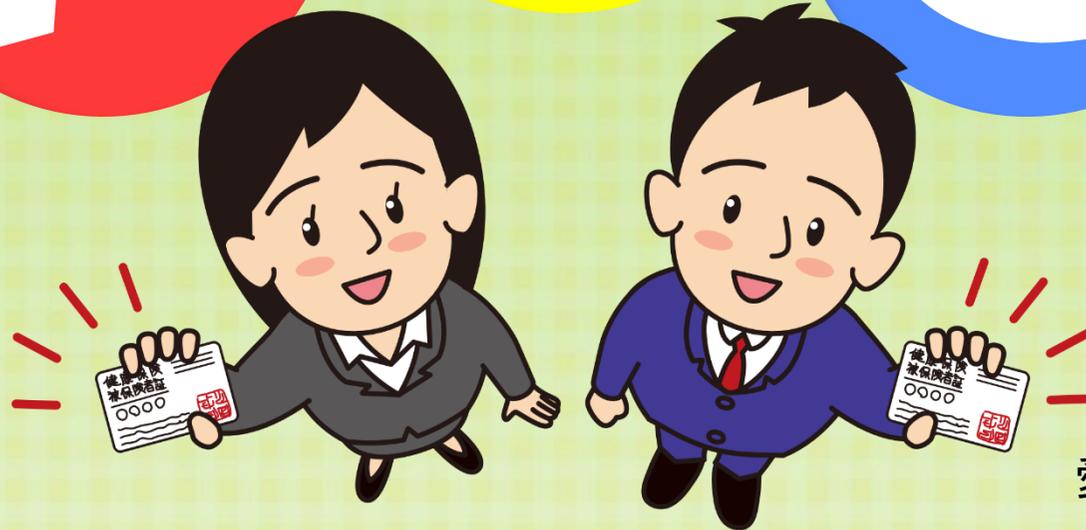


新社会人向け

健康保険の

A B C



愛知県医療健康保険組合

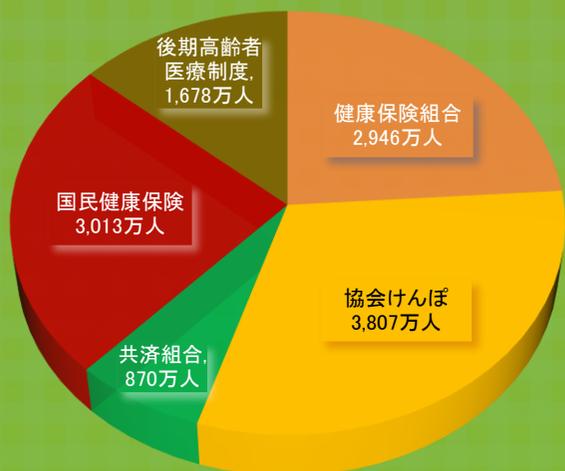
日本では、全ての国民がいずれかの公的な医療保険制度に加入することが義務付けられています。これを「国民皆保険」といいます。

加入する医療保険制度は、職業や年齢で異なります。

学生の際は親の扶養家族になっていた方もいたと思いますが、就職したことにより、愛知県医療健康保険組合（健保組合）の加入者（被保険者）になりました。

新入社員から社長まで、役職に関係なく同じ健保組合に加入します。

日本の医療保険制度の加入者



健康保険のABC

第1話

国民皆保険



新入社員の皆さんには新しい保険証が発行されますので、必ず受け取ってください。

医療機関（病院・診療所）を受診した時に保険証を提示すると、窓口で支払う金額は実際にかかった医療費の一部（3割）で済みます。

医療機関を受診する時は、必ず保険証を持参するとともに、保管には十分気をつけてください。

医療機関窓口での医療費の負担割合

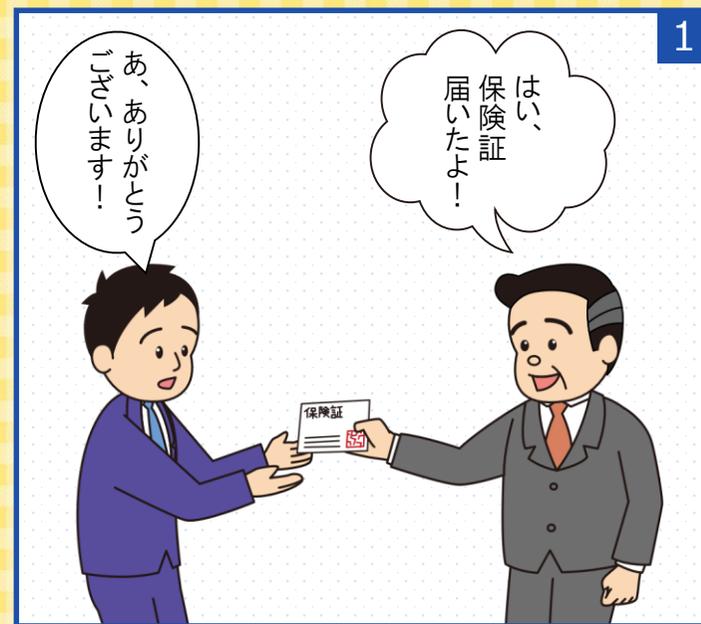
小学校入学前	2割
小学校入学～就職前	3割
就職～69歳	3割
70～74歳	2割 ※
75歳以上	1割 ※

※所得が一定以上の場合には3割

健康保険のABC

第2話

保険証をもらう



「健康保険料」は、毎月の給与・賞与から引かれます。

愛知県医療健保組合の加入者（被保険者）の方々が納める毎月の健康保険料は、給与の**9.5%**です。

保険料は、被保険者と事業主が共同で負担します（愛知県医療健保組合の負担割合は、被保険者50% 事業主50%の折半です）。

皆さんが納めた保険料は、主に加入者（被保険者）の医療費（窓口負担の残り）の支払いに使われています。

医療費支払いの仕組み



健康保険のABC

第3話 前編

保険料を払う



私たちが納める健康保険料は、加入者が病気やけがで働けなくなったときや、医療費が高額になったときの給付などに使われています。

このほか、健康保険料は、高齢者の医療費の支払いにも使われています。

健康保険は「助け合い(相互扶助)」の仕組みで、皆さんの健康保険料により成り立っています。

限りある貴重な健康保険料です。1人ひとりが適切な受診と健康維持・増進を心がけましょう。

健康保険料の主な使いみち

加入者が病院の窓口で払った医療費の残り(窓口負担3割の場合は残りの7割)の支払いに充てる

加入者の1か月の医療費の負担額が一定の金額を超えたとき、超えた分を支給する

業務外の理由の病気やけがで働くことができない従業員に給与金額の一部を支給する

健康診断費用の補助やインフルエンザ予防接種費用の補助など、加入者の健康を守る活動

高齢者の医療費の財源に充てる

健康保険のABC

第3話 後編

保険料の使いみち



病 気になると、手術や入院などで医療費が高額になる場合があります。また、発見が遅れて重症化すると、治療に時間がかかったり、医療費も高額になります。

病気を早期発見するためには、定期的に自分の健康状態をチェックする必要があります。毎年必ず会社の定期健康診断を受けましょう。

定期健診に加え、愛知県医療健保組合は病気の予防・早期発見に力を入れています。

健康保険のABC

第4話

毎年必ず健康診断を受けよう

